福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の 一部補正について

<参 考 資 料> 平成26年3月27日 東京電力株式会社

福島第一原子力発電所の敷地境界における実効線量の制限に関するこれまでの特定原子力施設監視・評価検討会における議論および「東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた規制要求について」の内容を踏まえ、実施計画を補正。

補正による主な変更箇所

章第3編(保安に係る補足説明)

- 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明
 - 2.1 放射性廃棄物等の管理

瓦礫等一時保管エリアの線量評価条件変更の反映 排水路、地下水バイパスについて,管理して放出することができるよう変更 4号機における放射性気体廃棄物管理を追記

2.2 線量評価

敷地境界実効線量の制限について,実効線量の目標値及び目標に向けた対策を記載4号機の放出量評価分を追記(実効線量は、0.03mSv/年と変更なし) RO濃縮水貯槽G7エリア及びDエリアを追加

瓦礫類一時保管エリア等について実態に合わせた線源条件に変更

- 3 放射線管理に係る補足説明
 - 3.1 放射線防護及び管理

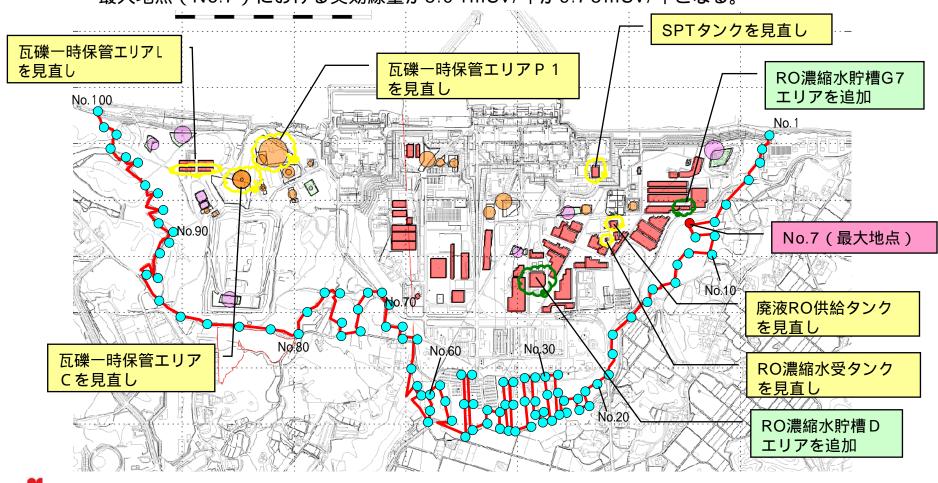
敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減について , 敷地内線量低減の基本的考え方の記載を更新



東京電流

直接線・スカイシャイン線(変更箇所)

- RO濃縮水貯槽G7エリア及びDエリアを追加
- 廃液RO供給タンク,濃縮水受タンク,SPTタンクを実態に合わせた線源条件に変更
- 瓦礫一時保管エリア C , エリア L , エリア P 1 を実態に合わせた線源条件に変更。 最大地点(No.7)における実効線量が8.04mSv/年が9.73mSv/年となる。



敷地境界実効線量の制限について

■実効線量の制限値

「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」で求められている実効線量の制限から超過しているため,以下のとおり段階的な制限を定め、対策を施すことにより達成を目指す。

時期	平成27年3月末	平成28年3月末
制限值	2 mSv/年未満	1 mSv/年未満

タンクに貯蔵された汚染水以外に起因する敷地境界における実効線量(評価値)の低減目標は、平成27年3月末までに1mSv/年とする。

ただし、以下の3つを起源とする敷地境界における実効線量(評価値)の低減目標は、実施計画の認可日から継続して1mSv/年未満とする。

- ・実施計画(変更認可申請中のものも含む)に記載されているものであって、敷地の 外に排出する水
- ・原子炉建屋から放出される気体廃棄物
- ・タンクに貯蔵された汚染水以外に起因する直接線・スカイシャイン線

敷地境界実効線量の制限について

■目標に向けた対策

(1)気体廃棄物:

燃料取り出し用カバーの設置、排気設備の設置及び放射性物質の飛散抑制剤の散布等により、 放出量の低減及び測定精度の向上を図る。

(2)液体廃棄物等:

評価手法の確立、排水路等の状況改善、適切な管理のための設備対策を実施する。

- (3)敷地内各施設からの直接線ならびスカイシャイン線による実効線量:
 - ・重層的かつ計画的にRO濃縮水を処理し、RO濃縮水貯槽の低減を図っていく。
 - ・実態に合わせた線源条件の見直しを実施。
 - ・保管エリアの受け入れ上限値(表面線量率)の変更
 - ・新規設備等については適切な遮へい設計を行い、可能な限り実効線量の低減を図っていく。